


2022.6 vol.156

けんぽ委員 だより

 全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階
☎052-856-1490(代表) 受付時間:8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/>

令和4年度

最優秀賞に選ばれた作品をポスター化しました!

「健診啓発ポスター」を職場でご活用ください!

協会けんぽ愛知支部では、健康保険組合連合会愛知連合会、愛知県、名古屋市と連携し健診受診の普及・啓発を目的とした「健診ポスターコンクール」を実施しています。この度、最優秀賞に選ばれた作品をポスター化しましたので、必要枚数をお申込みのうえ、掲示していただくなど職場での健診受診の普及啓発にぜひご活用ください。

応募対象 名古屋市立の
小学校 5年生

応募総数 約1,500作品

最優秀賞 昭和区 白金小学校
松本 まどかさん



目につくところへ
掲示いただき、
社内の健康づくりに
ご活用ください。



下記枠内をすべてご記入いただきFAXください。健診啓発ポスターをお送りいたします。
(数に限りがございますので、先着順とさせていただきます。)

令和4年度
健診啓発ポスター申込書

協会けんぽ愛知支部 企画総務グループ宛
FAX 052-856-1491



■事業所名

■保険証記号

■所在地

■電話番号() -

■ご担当者様
(部署・お名前)

■希望枚数(B3)

枚

疑問・不安 解決! こんなときどう申請したらいいの?

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金申請について

新型コロナにかかる傷病手当金申請が初めてでどう申請したらよいかわからない…
添付書類はどうしたらいいの? そんな疑問にお答えします!

※実際の支給可否については審査のうえでの判断となります。また、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。

Case 1



社員が検査を受けたら陽性と判定され、そのまま自宅待機になりました。
病院を受診できず、**医師の証明を取得できません。**

保健所等から自宅療養を指示されるなど、やむを得ない事情で医療機関を受診できず、医師の証明(申請書4ページ)が取得できない場合は、**保健所等から交付された証明書**(就業制限通知、自宅療養証明書等)の写しや、**療養状況申立書**を申請書に添付してご申請ください。



Case 2



社員が、新型コロナで欠勤しました。
検査前から発熱がありました。

いつから傷病手当金の対象となりますか?

- 休んだ期間: 5/1~5/10
- 判定: 陽性
- 検査日: 5/4
- 自覚症状: 5/1~5/3 発熱38.5℃

症状があった、5/1からご申請いただけます。療養状況申立書に発熱状況等、自覚症状も詳しくご記入いただき、申請書に添付してご申請ください。



Case 3



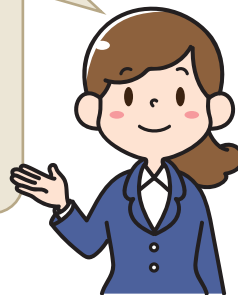
社員が、**濃厚接触者**となり欠勤しました。

傷病手当金の対象となりますか?

傷病手当金は、被保険者本人の病気やケガを治療するための期間を対象にした休業補償制度です。

濃厚接触者となったことのみを理由に傷病手当金の対象とはなりません。

- 休んだ期間: 5/9~5/13
- 判定: 陰性
- 検査日: 5/13
- 自覚症状: なし



新型コロナにかかる傷病手当金について詳しくは愛知支部ホームページをご覧ください。
療養状況申立書もダウンロードできます。

新型コロナ 傷病手当金 愛知

🔍 検索

愛知支部オリジナル! 健康経営お役立ち情報をお届け!

「口から考える健康経営」



表1:虫歯予防デーの変遷

1939年～1941年	「護歯日」
1942年～1942年	「健民ムシ歯予防運動」
1949年～1951年	「口腔衛生週間」
1952年～1955年	「口腔衛生強調運動」
1956年～1957年	「口腔衛生週間」
1958年～2012年	「歯の衛生週間」
2013年～	「歯と口の健康週間」

※1943年～1947年は中止

●6月4日は虫歯予防デー

毎年6月4日から10日の期間は、厚生労働省や文部科学省、日本歯科医師会、日本学校歯科医会などが主催する「歯と口の健康週間」です。1928年(昭和3年)に日本歯科医師会が、「6(む)4(し)」にちなんで6月4日を「虫歯予防デー」として実施したのがはじまりです。その後、年月とともに名称が変更され、現在の「歯と口の健康週間」になりました(表1)。令和4年度の標語は「いただきます人生100年歯と共に」です。この機会に歯と口の健康について考えてみたいと思います。

●8020は愛知県からはじまった

8020運動は、虫歯や歯周病を予防し、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。1989年、愛知県で行われた疫学調査の結果をもとに、愛知県衛生対策審議会歯科専門部会が「8020」を提唱し、その後厚生省(当時)と日本歯科医師会が「8020運動」を提唱して全国に展開されました。

国の健康づくりの施策の「健康日本21(第2次)」では、「歯・口腔の健康」の目標値に、「8020 達成者率」が掲げられています。平成17年のベースライン値は25%で、令和4年までに50%以上とする目標は、達成が難しいのではないかとわれていましたが、早く達成できました(平成28年歯科疾患実態調査結果、51.2%)。これは、歯を大切に作る意識が国民全体に高まった結果ですね。

●健口から健康へ

今では当たり前のように毎日の習慣になっている歯磨きですが、お口の健康を守るだけでなく感染症予防や全身の健康にもつながっています。

歯科健診や個人に合わせたセルフケア(歯磨きや歯間ブラシ、糸ようじの使い方)の提案など、熱心な歯科保健活動の取り組みをしている企業では、むし歯や歯周病などの治療が必要な人が減少したという報告があります。皆さんの職場では、いかがでしょうか。例えば、職場にも歯ブラシを持ってくる人がどれくらいみえるのかご存じでしょうか。また、健康な口や歯を保つためには、定期的に歯科医院を受診することも大切です。今の口腔状態や、自分に合った磨き方を知ることは、健康な歯や口から健康な体づくりに結びつきます。

あいち健康プラザでは、健康度評価のBコース、総合コースに歯科健診があり、虫歯や歯周病を診るほかに咬合力測定もあるので、ご自身の咬合力、咬合バランスを知る機会になります。ぜひご活用ください。

公益財団法人 愛知県健康づくり振興事業団(あいち健康プラザ)

歯科衛生士 永田千里

※健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



あいち健康プラザ 健康度評価